

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公共団体における官民競争入札等の実施方針）</p> <p>第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するため、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成することができる。</p> <p>2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>二 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第二項各号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスの</p>	<p>（地方公共団体における官民競争入札等の実施方針）</p> <p>第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>三 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項</p> <p>（新設）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共</p>

うちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くよう努めるものとする。

5| 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取を行う場合には、当該聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

6| 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、官民競争入札実施要項を定めることができる。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜十二 (略)

(削除)

3 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実に

サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4| 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5| 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜十二 (略)

十三 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に
関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（

な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三（略）

（削除）

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、おおむね次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〇四（略）

5〇7（略）

（準用）

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第二十二條第一項」と、同条第十二号及び第十一條第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関」と、第十二條中「第九條第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前條第一項」とあるのは「前條第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない」と、第十六條第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」と、第十三條第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條の六

同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三（略）

四 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〇四（略）

5〇7（略）

（準用）

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第二十二條第一項」と、同条第十二号、第十一條第三項及び第十二條中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関」と、同条中「第九條第二項第五号」とあるのは「第十六條第二項第五号」と、第十三條第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

(民間競争入札実施要項)

第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、民間競争入札実施要項を定めることができる。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十 (略)

(削除)

3 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

(削除)

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、おおむね次に掲げるものを明らかにするものとする。

(民間競争入札実施要項)

第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十 (略)

十一 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

四 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〇三(略)

四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

557 (略)

(準用)

第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項

一〇三(略)

四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

557 (略)

(準用)

第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

「と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

(戸籍法等の特例)

第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一〇六 (略)

二〇九 (略)

「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

(戸籍法等の特例)

第三十四条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一〇六 (略)

二〇九 (略)